

平成 28 年度

第 6 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成28年9月28日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成28年度第6回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	13件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	1件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	97件
議案第6号	農用地利用配分計画（案）の意見について	15件

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	26件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	36件
報告第4号	地目変更について	15件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	53件

<出席委員> (14名)

1番 橋 本 泉	2番 長谷部 衡 平
3番 小 林 正 明	4番 笠 川 泰 雄
6番 鈴 木 武 夫 (農地部会長)	8番 猪 野 幹 男
9番 宮 崎 一 雄	11番 浅 尾 孝
12番 大 塚 久 (職務代理者)	13番 竹 下 洋 一
14番 長谷川 功	15番 石 橋 幹 男
16番 高 澤 義 信	17番 小 川 隆 良

<欠席委員> (3名)

5番 武津岡 広 治	7番 中 島 賢 治
10番 蝶 田 浩 文	

<事務局説明員>

次 長	岡 本 茂 之	次長補佐	堀 明 德
農業振興班長	小 川 剛	農地審査班長	福 島 悟
農地指導班	金 親 一 史		

議長
(鈴木武夫部会長)

開会(午後1時00分)

ただ今から平成28年度第6回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、17名中、14名出席ですので、会議は成立しております。

日程第1の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。2番・「長谷部 衡平」委員、3番・「小林 正明」委員のご両名にお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」第1項から第4項を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

はじめに第1項です。お手元の資料の1-1をご参照ください。本案件は、権利者であります花見川区武石町在住の方が同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を、農業経営を引き継ぐため、贈与により取得するものです。

申請地の取得後の作目は水稻を予定しております。

次に、第2項です。お手元の資料の1-2をご参照ください。本案件は、権利者であります緑区刈田子町在住の方が市川市大和田在住の方が所有する緑区刈田子町の農地を、経営規模拡大のため、贈与により取得するものです。申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第3項です。お手元の資料1-3をご参照ください。本案件は、緑区あすみが丘東在住の方が、同区平川町在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。申請地の取得後の作目は、落花生、じゃがいも、大根などを予定しております。

次に、第4項です。お手元の資料の1-4をご参照ください。本案件は、中央区生実町在住の方が、市原市古市場

在住の方が所有する、緑区古市場町の農地を、経営規模拡大のため、売買により取得するものです。申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

第1項から第4項について、第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しております、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございますか。

小林委員

第4項について、申請地周辺は荒地が多いように感じられるが、耕作できるのでしょうか。

高澤委員

南部土地改良区に位置しており、耕作に適した水田です。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

―― 挙手 ――

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第7項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第1項です。本項は第2項との関連案件ですので、一括してご説明いたします。お手元の資料の2-1・2をご参照願います。本案件は、資材置場用地、車両置場用地及び進入路用地とするため、売買により取得するものです。申請土地は宮野木スポーツセンターから北西へ約400mに位置する農地です。農地区分は、一部が市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部が市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。現況は休耕中で、周辺は農地と工場が点在しております。被害防除は、排水につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロック・フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。本項は、第4項から第7項との関連案件ですので、一括してご説明いたします。お手元の資料の2-3~7をご参照願います。本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。申請土地は、市立北貝塚小学校から東へ約450mに位置する農地です。農地区分は、一部は市街地化の著しい区域内にある農地であることから、第3種農地、一部は市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。現況は畑で、周辺は住宅が点在しております。被害防除は、排水関係につきましては、污水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、雨水管に接続します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第8項です。お手元の資料の2-8をご参照願います。本案件は、店舗併用住宅用地とするため、売買により取得するものです。申請土地は、市立長作小学校から南西へ約300mに位置する農地です。農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農

地と判断しました。被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枠にて敷地内で処理します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第9項です。お手元の資料の2-9をご参照願います。本案件は、専用住宅用地とするため、贈与により取得するものです。申請土地は、市立畠小学校から北東へ約400mに位置する農地です。農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。被害防除は、排水につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枠にて流出抑制後、道路側溝に接続します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第10項です。お手元の資料の2-10をご参照願います。本案件は、専用住宅用地とするため、贈与により取得するものです。申請地は、東京情報大学から北東へ約1kmに位置する農地です。農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枠にて流出抑制後、道路側溝に接続します。また、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第11項です。お手元の資料の2-11をご参照願います。本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。申請土地は、植草学園短期大学から西へ約350mに位置する農地です。農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。被害防除は、排水関係につきましては、汚水は合併浄化槽より側溝に接続し、雨水は雨水枠にて流出抑制後、道路側溝に接続します。また、土堰堤を設置し土砂の流出を防止します。他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第12項です。お手元の資料の2-12をご参照

願います。本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。申請土地は、市立椎名小学校から南西へ約650mに位置する農地です。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第13項です。本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定するものです。申請土地は、東関東自動車道千葉北インターチェンジから東へ約800mに位置する農地です。農地区分は、市街地化が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

第10項について、都市計画法上はどのような規定で建築可能となったのでしょうか。

事務局

既存集落の要件を満たしているため建築可能となりました。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

――挙手――

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。お手元の資料の議案第3号をご参照ください。本件は、建売分譲住宅用地として、平成27年8月27日付で、許可を受け、現在工事中でございますが、申請地の一部について転用許可を受けた事業者より別の事業者へ事業を承継したいとの計画変更申請があつたものであります。事業計画につきましては変更内容はありません。第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

―― 質問・意見等なし――

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

―― 挙手――

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、承認と決定いたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長

ご説明いたします。本案件は、地元農業委員による現地

(猪飼幹夫委員長)

調査案件でございます。

第1項です。長谷川 政美委員から、申請農地は、すべて自ら耕作の用に供していることを確認した旨の現地調査結果報告書が、農地部会長あてに提出されております。第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、適格者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

―― 質問・意見等なし ――

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、議案第4号について承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

―― 挙手 ――

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号について承認と決定いたします。

次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。議案第5号の「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」ですが、第60項の義務者が橋本 泉 委員となっております。議案に関係する委員については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができないとされております。従いまして、第1項から第59項及び第61項から第97項をはじめに審議、採決をいただき、最後に第60項の審議、採決をいたします。それでは、第1項から第59項及び第61項から第97項について、第2分科会委

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

員長、ご説明願います。

ご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。第1項から第6項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

第1項から第4項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、若葉区中野町在住の方他1名の所有する同区野呂町の畠4筆、及び緑区高田町の畠3筆、合計面積13,804m²を賃借にて引き続き借り上げ、中央区今井町在住の農家の方に賃借権を継続して設定するもので、設定期間はいずれも3年です。

第5項及び第6項は、同じく千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の方の所有する同町及び幕張町の畠3筆、合計面積2,857m²を賃借にて借り上げ、同町在住の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第7項から第59項及び第61項から第97項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。件数が多いため別に農地中間管理事業利用権設定農地一覧を作成しておりますので、60ページから66ページをご参照ください。千葉県園芸協会が若葉区野呂町在住の方、他89名の方の所有する田、合計面積239,800m²に賃借権又は使用貸借権を設定するもので、設定期間はすべて10年です。第7項から第59項及び第61項から第97項ま

での合計面積 237, 761m²です。本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。説明は以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。

ただ今の第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

―― 質問・意見なし ――

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

第1項から第59項及び第61項から第97項について、第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

―― 挙手 ――

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、原案どおり決定といたします。引き続き、第60項について審議しますので、橋本 泉委員については、恐れ入りますが退室をお願いします。

議 場

―― 橋本 泉委員 退室 ――

議 長
(鈴木武夫部会長)

それでは、第60項について、第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

第60項は、同じく千葉県園芸協会が、農地中間管理事業の実施のため、緑区板倉町在住の方の所有する同町の田7筆、合計面積2,039m²に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

本項につきましても、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されております。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。

ただ今の、第2分科会委員長の説明について、質問、ご意見等ございましたらお願いします。

―― 質問・意見なし ――

質問・意見等ないようですので、採決します。第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

―― 挙手 ――

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第60号は、原案どおり決定いたします。

それでは、事務局、橋本 泉 委員の入室をお願いします。

議 場

―― 橋本 泉委員 入室 ――

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。本案件は、部会委員全員による審議を経て意見を決定することが適当であることから、第2分科会では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長の依頼により意見を申述するものです。本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議場

====農政部入室====

議 長
(鈴木武夫部会長)

それでは、はじめに、事務局より議案の概略説明、続いて「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説明願います。

事務局

議案第6号についてご説明いたします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。審議案件は、15件です。計画の詳細は、市農政部よりご説明頂きます。

農政部

議案第6号議案について、ご説明いたします。

本案件は、「議案第5号第7項から第97項」でご審議いただきました、千葉県園芸協会が中間管理権の取得を予定する農地を、近隣で営農中の経営規模の拡大を希望する

扱い手へ貸し付けるため、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定」により、市長が農業委員会に対して農用地利用集積配分計画（案）について、意見を求めるものでございます。

農地中間管理事業では、中間管理機構に指定された千葉県園芸協会が、農地の「貸し手」と「借り手」の交渉等を経て、農地の「貸し手」から農地法第3条または農業経営基盤強化促進法による利用権により、中間管理権を取得します。先ほどご審議いただきました「議案第5号第7項から第97項の案件」がこれにあたります。併せて、機構から「借り手」への貸付けの手続きが行われます。

機構は、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合には、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項」により、農用地利用配分計画（案）を作成し、県の認可を受ける必要があります。

この手続きにおいて、機構は、市に計画（案）の作成を求めることができ、市は、農業委員会に計画（案）について意見を求めることができる旨、同法第19条において規定しております。

これまで、千葉県、農地中間管理機構及び本市が連携して、農地中間管理事業を推し進めているところであります。が、今年度、平川土地改良区及び板倉大椎土地改良区に働きかけて改良区内の田の集積・集約化を進めてきました。本案件は、この計画案について意見を求めるものです。

第1項から第15項までございますが、第1項から第7項までは「平川土地改良区内の田」、第9項から第15項までは「板倉大椎土地改良区内の田」となっており、第8項につきましては、両区内の田となっております。

それでは、各項のご説明に移らさせていただきます。

第1項は、若葉区野呂町の田1筆、面積533m²を緑区高田町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの約10年となります。

第2項は、緑区平川町の田8筆、面積5,972m²を緑区高津戸町在住の農家の方に賃借権または使用賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの約10年となります。

第3項は、緑区平川町の田3筆、面積2,848m²を緑

区平川町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第4項は、緑区平川町の田4筆、面積3, 293m²を緑区平川町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第5項は、緑区平川町の田50筆、面積45, 937m²を緑区平川町在住の農家の方に賃借権または使用貸借権を設定するもので、筆数が多いため、別紙といたしまして、議案書75ページに記載しております。期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第6項は、緑区平川町の田3筆、面積2, 765m²を緑区平川町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第7項は、緑区平川町の田2筆、面積2, 217m²を緑区平川町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第8項は、緑区平川町、板倉町の田26筆、面積24, 844m²を緑区土氣町所在の法人に賃借権を設定するもので、筆数が多いため、別紙といたしまして、議案書76ページに記載しております。期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第9号は、緑区板倉町の田4筆、面積13, 303m²を緑区小山町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第10項は、緑区大椎町、板倉町の田10筆、面積13, 975m²を緑区大椎町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第11項は、緑区大椎町の田4筆、面積4, 706m²を緑区大椎町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第12項は、緑区大椎町の田4筆、面積7, 736m²を緑区大椎町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第13項は、緑区大椎町の田1筆、面積1, 532m²を緑区大椎町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

第14項は、緑区大椎町、板倉町、小山町の田71筆、面積108, 965m²を緑区板倉町所在の法人に賃借権を設定するもので、筆数が多いため、別紙といたしまして、議案書77ページに記載しております。期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの約10年と、平成33年9月30日までの約5年となります。

第15項は、緑区大椎町の田1筆、面積3, 213m²を市原市金剛地在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの、約10年となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第6号の説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

事務局

ありがとうございました。
事務局から何かありますか。

農政部の説明の内、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号に規定する要件について、事務局として調査致しましたが、事務局としては特に問題ないと思

議長
(鈴木武夫部会長)

われます。以上でございます。

ただいまの農政部及び事務局の説明について、質問等ございましたらお願ひします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

小林委員

本議案の対象となっている水田は現在耕作されている水田なのですか。耕作放棄地ではないのですか。

農政部

現在使われている水田を中間管理事業を使って貸し借りするものです。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。

議場

====農政部退室====

議長
(鈴木武夫部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願ひします。

————意見なし————

付すべき意見が無いようですので、お諮りします。

農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

————挙手————

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、「意見なし」と決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の 78 ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、3件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 79 ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の 82 ページまでに 26 件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 83 ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の 87 ページまでに 36 件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 88 ページをご覧ください。

報告第4号「地目変更について」は、15件ございました。農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の 89 ページをご覧ください。

報告第5号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、議案書の 94 ページまでに 53 件ございました。

内容につきましては、8月の農地部会で審議されたもので、8月31日に諮問し、9月1日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願ひいたします。

―― 質問・意見なし ――

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成28年度第6回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉会 (午後 13時55分)